

# 新 旧 対 照 表

「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日障発0328第4号）新旧対照表

（改正箇所は下線部分）

改 正 後

一部改正

障 発 0 3 2 8 第 4 号  
 平 成 2 6 年 3 月 2 8 日  
 障 発 1 2 2 6 第 4 号  
 平 成 2 6 年 1 2 月 2 6 日  
 障 発 0 4 0 8 第 8 号  
 平 成 2 8 年 4 月 8 日  
 障 発 0 8 0 9 第 3 号  
 平 成 2 9 年 8 月 9 日  
 障 発 0 5 2 7 第 3 号  
 令 和 元 年 5 月 2 7 日  
 障 発 0 7 1 7 第 3 号  
 令 和 2 年 7 月 1 7 日  
 障 発 0 3 1 0 第 3 号  
 令 和 4 年 3 月 1 0 日  
 障 発 1 2 2 8 第 2 号  
 令 和 4 年 1 2 月 2 8 日  
 障 発 0 1 2 4 第 4 号  
 令 和 5 年 1 月 2 4 日  
 こ 支 障 第 5 2 号  
 障 発 0 7 2 8 第 2 号  
 令 和 5 年 7 月 2 8 日  
 こ 支 障 第 5 0 号  
 障 発 0 3 0 5 第 2 号  
 令 和 6 年 3 月 5 日  
 こ 支 障 第 1 4 0 号  
 障 発 0 5 3 1 第 5 号  
 令 和 6 年 5 月 3 1 日  
こ 支 障 第 9 0 号  
障 発 0 3 3 1 第 2 6 号  
令 和 7 年 3 月 3 1 日

都 道 府 県 知 事  
 指 定 都 市 市 長  
 各 中 核 市 市 長 殿  
 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

改 正 前

一部改正

障 発 0 3 2 8 第 4 号  
 平 成 2 6 年 3 月 2 8 日  
 障 発 1 2 2 6 第 4 号  
 平 成 2 6 年 1 2 月 2 6 日  
 障 発 0 4 0 8 第 8 号  
 平 成 2 8 年 4 月 8 日  
 障 発 0 8 0 9 第 3 号  
 平 成 2 9 年 8 月 9 日  
 障 発 0 5 2 7 第 3 号  
 令 和 元 年 5 月 2 7 日  
 障 発 0 7 1 7 第 3 号  
 令 和 2 年 7 月 1 7 日  
 障 発 0 3 1 0 第 3 号  
 令 和 4 年 3 月 1 0 日  
 障 発 1 2 2 8 第 2 号  
 令 和 4 年 1 2 月 2 8 日  
 障 発 0 1 2 4 第 4 号  
 令 和 5 年 1 月 2 4 日  
 こ 支 障 第 5 2 号  
 障 発 0 7 2 8 第 2 号  
 令 和 5 年 7 月 2 8 日  
 こ 支 障 第 5 0 号  
 障 発 0 3 0 5 第 2 号  
 令 和 6 年 3 月 5 日  
 こ 支 障 第 1 4 0 号  
 障 発 0 5 3 1 第 5 号  
 令 和 6 年 5 月 3 1 日

都 道 府 県 知 事  
 指 定 都 市 市 長  
 各 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 殿  
 中 核 市 市 長

改正後

こども家庭庁支援局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

(本文) (略)

(別添1)

指定障害児通所支援等事業者等指導指針

1～3 (略)

4 指導対象の選定

指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) (略)

(2) 運営指導

① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児相談支援事業者等が運営する事業所のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、3年に1回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。

② 指定後間もない障害児通所支援等事業者等及び指定障害児相談支援事業者等については、指定後3年以内に実施する。

③ 過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合など、障害児通所支援等事業者等及び指定障害児相談支援事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施する。

④ その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。

5・6 (略)

(別添2)

指定障害児通所支援等事業者等監査指針

1～4 (略)

5 その他

(1) 都道府県が監査を実施した場合はその指定障害児通所支援等事業者等の事業

改正前

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

(本文) (略)

(別添1)

指定障害児通所支援等事業者等指導指針

1～3 (略)

4 指導対象の選定

指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) (略)

(2) 運営指導

① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児相談支援事業者等を対象におおむね3年に1度実施する。

ただし、指定障害児通所支援事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。

(新設)

(新設)

② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。

5・6 (略)

(別添2)

指定障害児通所支援等事業者等監査指針

1～4 (略)

5 その他

(1) 都道府県が監査を実施した場合はその指定障害児通所支援等事業者等の事業



改正後			
	<u>祉サービスを行う者等</u> は、 <u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>		
42～47 (略) 第 5 ～ 第 12 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)

改正前			
42～47 (略) 第 5 ～ 第 12 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)

主眼事項及び着眼点等（指定放課後等デイサービス）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略) 第 4 1～38 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
39 利益供与等の禁止	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  (2) 指定放課後等デイサービス	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 1 項 準用  平 24 厚 令 15	適宜必要と認める資料   適宜必要と認める資料

主眼事項及び着眼点等（指定放課後等デイサービス）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略) 第 4 1～38 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
39 利益供与等の禁止	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  (2) 指定放課後等デイサービス	平 24 厚 令 15 第 71 条 平 24 厚 令 15 第 49 条 第 1 項 準用  平 24 厚 令 15	適宜必要と認める資料   適宜必要と認める資料

改正後				改正前			
	事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	第71条 平24厚令15 第49条第2 項準用			事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	第71条 平24厚令15 第49条第2 項準用	
	(3) (1) 及び (2) の「障害福祉サービスを行う者等」は、 <u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定放課後等デイサービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>			(新設)			
40～45 (略) 第5～第9 (略)	(略)	(略)	(略)	40～45 (略) 第5～第9 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

主眼事項及び着眼点等（指定居宅訪問型児童発達支援）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略) 第4	(略)	(略)	(略)
1～36 (略)	(略)	(略)	(略)
37 利益供与等の禁止	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（障害児相談支援	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第49条第1 項準用	適宜必要と認める資料

主眼事項及び着眼点等（指定居宅訪問型児童発達支援）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略) 第4	(略)	(略)	(略)
1～36 (略)	(略)	(略)	(略)
37 利益供与等の禁止	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（障害児相談支援	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第49条第1 項準用	適宜必要と認める資料

改正後

	<p>事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業員に対し、障害児又はその家族に対して当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業員から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「<u>障害福祉サービスを行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u></p>	<p>平 24 厚 令 15 第 71 条 の 14</p> <p>平 24 厚 令 15 第 49 条 第 2 項 準 用</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
38～43 (略) 第 5 ～ 第 7 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

主眼事項及び着眼点等（指定保育所等訪問支援）

改正前

	<p>事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業員に対し、障害児又はその家族に対して当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業員から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	<p>平 24 厚 令 15 第 71 条 の 14</p> <p>平 24 厚 令 15 第 49 条 第 2 項 準 用</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
38～43 (略) 第 5 ～ 第 7 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

主眼事項及び着眼点等（指定保育所等訪問支援）

改正後				改正前			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略) 第4	(略)	(略)	(略)	第1～第3 (略) 第4	(略)	(略)	(略)
1～35 (略)	(略)	(略)	(略)	1～35 (略)	(略)	(略)	(略)
36 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「<u>障害福祉サービスを行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定保育所等訪問支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介し</u></p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第49条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第49条第2項準用</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>	36 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第49条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第49条第2項準用</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

改正後			
	<u>た利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>		
37～42 (略) 第 5 ～ 第 7 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

改正前			
37～42 (略) 第 5 ～ 第 7 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

主眼事項及び着眼点等（指定福祉型障害児入所施設）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略) 第 4	(略)	(略)	(略)
1～42 (略)	(略)	(略)	(略)
43 利益供与等の禁止	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいないか。  <u>(3) (1) 及び (2) の「障害福祉サービスを行う者等」は、障</u>	平 24 厚 令 16 第 46 条 第 1 項  平 24 厚 令 16 第 46 条 第 2 項	適宜必要と認める資料  適宜必要と認める資料

主眼事項及び着眼点等（指定福祉型障害児入所施設）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略) 第 4	(略)	(略)	(略)
1～42 (略)	(略)	(略)	(略)
43 利益供与等の禁止	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいないか。  (新設)	平 24 厚 令 16 第 46 条 第 1 項  平 24 厚 令 16 第 46 条 第 2 項	適宜必要と認める資料  適宜必要と認める資料

改正後				改正前			
	<u>害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定福祉型障害児入所施設が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>						
44～49 第5～第6 (略)	(略)	(略)	(略)	44～49 第5～第6 (略)	(略)	(略)	(略)

主眼事項及び着眼点等（指定医療型障害児入所施設）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)
第4 1～42 (略)	(略)	(略)	(略)
43 利益供与等の禁止	(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。  (2) 指定医療型障害児入所施設	平24厚令16第57条 平24厚令16第46条第1項準用	適宜必要と認める資料
	(2) 指定医療型障害児入所施設	平24厚令16	適宜必要と

主眼事項及び着眼点等（指定医療型障害児入所施設）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)
第4 1～42 (略)	(略)	(略)	(略)
43 利益供与等の禁止	(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。  (2) 指定医療型障害児入所施設	平24厚令16第57条 平24厚令16第46条第1項準用	適宜必要と認める資料
	(2) 指定医療型障害児入所施設	平24厚令16	適宜必要と

改正後				改正前			
	<p>は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「障害福祉サービスを行う者等」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定医療型障害児入所施設が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである</u></p>	第46条第2項準用	認める資料		<p>は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	第46条第2項準用	認める資料
44～48 (略) 第5～第6 (略)	(略)	(略)	(略)	44～48 (略) 第5～第6 (略)	(略)	(略)	(略)

主眼事項及び着眼点等（指定障害児相談支援）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第2 (略) 第3	(略)	(略)	(略)
1～22 (略)	(略)	(略)	(略)
23 利益供与等の禁止	(1) 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事	平24厚令29第26条1項	適宜必要と認める資料

主眼事項及び着眼点等（指定障害児相談支援）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第2 (略) 第3	(略)	(略)	(略)
1～22 (略)	(略)	(略)	(略)
23 利益供与等の禁止	(1) 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事	平24厚令29第26条1項	適宜必要と認める資料

改正後			改正前		
業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。			業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。		
(2) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。	平24厚令29 第26条第2項	適宜必要と 認める資料	(2) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。	平24厚令29 第26条第2項	適宜必要と 認める資料
(3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平24厚令29 第26条第3項	適宜必要と 認める資料	(3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平24厚令29 第26条第3項	適宜必要と 認める資料
(4) (1)、(2)及び(3)の「 <u>特定の福祉サービス等の事業を行う者等</u> 」は、 <u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定障害児相談支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に</u>			(新設)		

改正後				改正前			
	<u>違反するものである。</u>						
24～29 (略) 第 4 ～ 第 5 (略)	(略)	(略)	(略)	24～29 (略) 第 4 ～ 第 5 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)